

第1回建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会 議事概要

■日時:令和3年9月15日(水)10時~12時

■場所:一般財団法人先端建設技術センター 会議室

■出席者:勝見委員長、高橋委員(WEB 参加)、増井委員(代理:山田・東京都都市整備局広域調整課課長、WEB 参加)、山脇委員、阪本委員、松橋委員、高野(事務局兼任)
(欠席:高原オブザーバー)

事務局:ACTEC 新妻、高野、橋立、河原、JASRA:赤坂、佐藤(千)

■委員会規約承認

委員会規約が案のとおり承認された。委員会規約第4条の1により、事務局は勝見京大教授を委員長に推薦し、委員の確認を得た。また、委員会規約第4条の3により、委員長の職務代理として高橋委員が勝見委員長より指名された。

■議事概要

(1)委員会における検討事項について(議事5-1)

- ・建設汚泥再生品等第三者認証制度では、(公財)全国産業資源循環連合会による第三者認証制度検討結果を参考にして、第三者認証機関として認証制度を構築・運営している。
- ・本制度についても、本委員会が検討する認証制度を参考として、認証制度を運営する(一財)先端建設技術センターが、認証制度を構築し、利害関係者を排除した審査委員会を設置し、認証審査を実施することを予定。

(2)自治体における現状について(議事5-2)

- ・全国では約200自治体で改良土が使用されており、改良土標準仕様書がある。
- ・改良土基準が異なる複数の自治体へ1つの土質改良プラントが改良土を供給する場合は、最も厳しい品質基準の改良土を製造することが多い。(例:CBR6%と8%の自治体があった場合は、CBR8%の改良土を製造し両市へ供給する)
- ・改良土基準が無い市については、隣接自治体の改良土基準を提案することが多い。

(3)本認証制度の主な検討事項について(議事5-3)

- ・本認証制度の基本的考え方は概ねよろしいのではないか。

(プラントタイプについて)

- ・定置式、移動式で区分するのではなく、要求性能・機能を定めて審査すべき。
- ・プラント審査基準として、「原料土量に応じて添加剤を定率で混合できる装置」とすれば移動式プラントは除外される可能性が高い。
- ・道路管理者の立場としては、改良土基準を満たしていれば、定置式プラント、移動式プラントには拘らない。

(関係法令許可について)

- ・関係法令許可について、建設発生土は廃棄物ではないため、土質改良プラント設置には、廃棄物処理施設設置許可のような許可は必要ないが、原料土、改良土の保管場所面積が1000m²を超える場合は、「大気汚染防止法」の粉塵発生施設の届出が必要であり、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、公害防止管理者2名(管理者と代理者)を配置(専任でなくとも可)する必要がある。小規模事業者では、公害防止管理者の配置が難しい。
- ・公害防止管理者の配置については、1名の公害防止管理者が複数の小規模事業者プラントを兼務できる仕組みを設けることで、事業者のコンプライアンス確保を誘導していく方向性が考えられる。

(土壌環境基準への適合性について)

- ・東京都では、土壌環境基準に適合した建設発生土を都再利用センター、UCR へ搬出しているという前提なので、再利用センターの改良土については土壌環境基準への適合性は求めている。
- ・セメント系改良剤を使用する改良土については、六価クロム環境基準値への適合性確認は必須、さらに改良後にpHの変化もあるので、改良土の土壌環境基準への適合性確認は必要なのではないか。
- ・改良土に土壌環境基準への適合性を求めている自治体の理由を確認していただきたい。

- ・建設汚泥再生品等認証制度を第三者機関として構築した経験から申し上げますと、改良プラント認証制度を構築・運営する際には、建設発生土、改良土に関するどのような問題を解決するための制度なのかという視点が重要なのではないかと。

(4) 今後の委員会スケジュールについて(議事5-4)

- ・第2回委員会開催日は、第一候補 12/6(月)10-12時、第2候補 12/2(木)終日、第3候補 12/3(金)終日のいずれかとし、メールにて各委員と調整後決定。⇒ 12/6 10時で決定。

以上